

様式第1号（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市（郡） 町 地内
予 定 価 格	（入札書比較価格 ）
最 低 制 限 価 格	（入札書比較価格 ）
上記のとおり定める。 年 月 日 職 氏 名 印	

備考 最低制限価格を設定する場合に使用する。

様式第1号の2（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市（郡） 町 地内
予 定 価 格	（入札書比較価格 ）
低入札調査基準価格	（入札書比較価格 ）
上記のとおり定める。 年 月 日 職 氏 名 印	

備考 低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
 - 2 工事名
 - 3 工事場所 市(郡) 町 地内
 - 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
 - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
 - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金
 - 1 免除する
 - 2 入札金額の5/100以上を納付すること。
 - 8 最低制限価格 設定
 - 9 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに10、11、12、17、18、19及び20に定める内容に違反したとき。
 - 10 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出しなければならない。
 - 11 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
 - 12 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
 - 13 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
 - 14 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
 - 15 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。
 - 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 17 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。
 - 18 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
 - 19 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - 20 二) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。
 - 20 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
 - 21 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
 - 22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
 - 23 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、入札時に工事費内訳書の提出を求めない工事において、最低制限価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
 2 工事名
 3 工事場所 市(郡) 町 地内
 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分

なお、入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。

- 7 入札保証金 1 免除する
 2 入札金額の5/100以上を納付すること。
- 8 低入札調査基準価格 設定
 (最低価格入札者を落札者としがない場合がある。低入札調査判断基準価格を下回って不適格となった場合、又は低入札調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないと判断されて不適格となった場合は、再度入札に参加することができないものとする。)
- 9 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の定めにより調査を行った上で落札者となる場合は次の要件を満たすこと。
 ① 長崎県財務規則第111条に定める契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。
 ② 長崎県財務規則第62条第1項に定める前金は契約金額の2割を越えない範囲内とする。
 ③ 工事現場には18に定める技術者と別に同等の資格を有する者を1名専任で配置すること。
- 10 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、11、12、13、18、19、20及び21に定める内容に違反したとき。
- 11 落札決定までの間において、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出しなければならない。
- 12 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行うこと。
- 13 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 14 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
- 15 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
- 16 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。
- 17 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 18 配置する主任技術者又は監理技術者(以下「配置技術者」という。)は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。
- 19 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
- 20 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
 ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の執行日を含めて連続して3か月以上)にあること。
- 21 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
- 22 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
- 23 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であること。
- 24 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出する場合には、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

見 積 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
か い 長

印

工事の見積を行いますので、下記事項を留意の上、ご来庁(局、所)下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
- 5 見積執行の日時場所 月 日 時 分
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書の宛名は、契約担任者とする。
- 8 見積の意思がない場合は、参加しないことができる。なお、見積執行までに辞退届けを提出すること。
- 9 請負決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 10 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
- 11 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札の執行日を含めて連続して3か月以上)にあること。
- 12 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

様式第3号の5 (第6条関係)

(2割超増工用)

見 積 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事
か い 長

印

年 月 日に締結した請負契約の内容を別添設計図書のとおり変更したいので下記事項を留意の上、ご来庁(局、所)下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
- 5 見積執行の日時場所 月 日 時 分
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書の宛名は、契約担任者とする。
- 8 変更請負額決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
なお、この契約希望金額は変更による差額ではなく、変更後の契約希望金額の総額である。
- 9 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

様式第4号(第7条関係)

入 札 (見 積) 書

年 月 日

様

入札(見積)者 所在地
商号又は名称
代表者名

㊤

下記工事を請け負いたいのので、下記金額をもって入札(見積り)します。

記

〒

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り

- 備考 1 入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/108 に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名 印

工 事 番 号 第 号
工 事 名

年 月 日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。
なお、この契約変更について異議がなければ、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付してください。

記

- | | | | | | |
|---|----------------------------|-------------|----|---|------|
| 1 | 現請負代金額 | ¥ | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | ¥ |) | |
| 2 | 変更請負代金額 | ¥ | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | ¥ |) | |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥ | | | |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 | | ¥ |) | |
| 4 | 現 契 約 工 期 | 着工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 日間 |
| 5 | 変 更 契 約 工 期 | 着工 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 日間 |
| 6 | 部 分 払 回 数 | 現 回 数 | | 回 | |
| | | 変更回数 | | 回 | |
| 7 | 支 払 限 度 額 等 | 現 支 払 限 度 額 | 年度 | ¥ | |
| | | 変更支払限度額 | 年度 | ¥ | |
| | | 現出来高予定額 | 年度 | ¥ | |
| | | 変更出来高予定額 | 年度 | ¥ | |
| 8 | 変 更 内 容 | 別冊設計図書のとおり。 | | | |

備考 1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の78及び第72条の83の規定により算出したものをいい請負代金額に 8/108 を乗じて得た額である。

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

工 事 番 号 第 号
工 事 名

年 月 日締結した工事の請負契約は、見積（協議）の結果、下記のとおり変更することになったので、長
崎県建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付してください。

記

- 1 現請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 変更請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 請負代金額の増(減)額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 円)
- 4 現契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 5 変更契約工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日 日間
- 6 部分払の回数 現回数 回
変更回数 回
- 7 支払限度額等 現支払限度額 年度 円
変更支払限度額 年度 円
現出来高予定額 年度 円
変更出来高予定額 年度 円
- 8 変更内容

備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徴して変更請負代金額を決定した場合及び受注者と協議して
変更請負金額等を決定した場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の
78及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に $\frac{8}{108}$ を乗じて得た額である。

工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工 事 名

3 工事場所 市（郡） 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕（以下「発注者」という。）と 〔 受注者職氏名 〕（以下「受注者」という。）とは、
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次のように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書に第37条を次のように定める。

第37条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

一 工期の2分の1を経過していること。

二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第34条第4項から第6項までの規定は適用しない。

13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払回数の変更)

第2条 原契約書第38条中「回」を「回」に改める。

(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更)

第3条 原契約書の第42条を次のように改める。

第42条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第11項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更)

第4条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(B)

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額） / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受注者 住所

氏 名

印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。